

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

**令和 4 年 6 月号**

## 算定基礎届の必要書類送付のお願い

毎年 7 月 1 日～7 月 10 日までの間に、社会保険の「算定基礎届」の提出を行う必要があります。4 月・5 月・6 月に「支払った」給与額を年金機構へ申告しなければなりません。算定基礎届とは、毎年 3 ヶ月分の給与額の平均値を計算し、年に 1 度保険料の見直しを行うための手続きです。

つきましては、**4 月～6 月お支払の賃金台帳を当法人の担当職員まで送付頂きますよう、宜しくお願い致します。**

送付方法は当法人の担当職員までご連絡頂き、FAX・メール送付・郵送のいずれかにて送付をお願い致します。

## 【R4.10.1 施行】社会保険の適用拡大について

### I. 短時間労働者が社保対象となる企業規模要件が 101 人以上へ

令和 2 年法改正による、週の労働時間が通常の労働者の 4 分の 3 未満のパートタイマーを社会保険の被保険者として適用対象とするべき事業所の規模要件が、令和 4 年 10 月 1 日から 101 人以上、令和 6 年 10 月 1 日以上は 51 人以上となります。

従来は 500 人以上の大企業のみが対象でしたが、段階的に中小企業にも適用となることが決定していますので、施行日前に今一度制度の詳細を確認する必要があります。今回は特に、①101 人という人数規模はどのような条件で 101 人以上と数えるのか、②どのようなパートタイマーが適用拡大の対象となるのか、という点についてピックアップして紹介致します。

### II. 厚生年金保険の被保険者数が 101 人以上の事業所は特定適用事業所に

パートタイマーを社会保険の適用対象とする企業規模を満たしている事業場のことを、「特定適用事業所」と呼びます。特定適用事業所に使用されるパートタイマーのうち、次の 5 つの要件を満たす場合には、社会保険に加入しなければなりません。

#### 【被保険者の要件】

- ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ② 同一の事業所に継続して 1 年以上使用されることが見込まれていること
- ③ 報酬（最低賃金法で賃金に参入しないものに相当するものを除く）の月額が 8 万 8,000 円以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 特定適用事業所に使用されていること

### III. 1 年以上雇用見込がなくとも社会保険適用対象へ

令和 4 年 10 月 1 日より、短時間労働者の従来の取得基準であった「同一の事業所に継続して 1 年以上使用されることが見込まれていること」という要件が撤廃されることとなります。

したがって、一般の被保険者と同様「2 ヶ月」を超えて使用される見込みがある場合で上記①～⑤の要件を満たす場合には社会保険に加入しなければなりません。

#### IV. 「常時 100 人を超える」とは

事業主が同一である 1 または 2 以上の適用事業所に使用される厚生年金の被保険者の総数が、**1 年間のうち 6 カ月間以上 100 人を超えることが見込まれる場合には「常時 100 人を超える」ものとして取り扱います。**

(ア) 法人事業所の場合は、**同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時 100 人を超えるか否か**によって判定

(イ) 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 100 人を超えるか否かによって判定する。また、特定適用事業所に該当するか判断する際の被保険者は、厚生年金保険の被保険者の総数となるため、**「今年 10 月 1 日から対象となる短時間労働者」や、「70 歳以上の健康保険にのみ加入している者」は含まれないこととなります。**

#### V. 賃金額 88,000 円の範囲

適用要件の報酬月額 88,000 円を満たすか否かの判断基準として、次の①～⑤に該当するものは除外します。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1 月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（割増賃金）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金
- ⑤ 深夜労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
- ⑥ 最低賃金において算入しないことを定める賃金（精勤手当、通勤手当、家族手当）

#### 【助成金】 トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース）

トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）は、適性や能力を見極めてから無期雇用へ移行することを目的に、就労経験のない職業に就くことを希望する離職者を、一定期間（原則 3 か月）試用雇用する事業主に対して支給する助成金です。

令和 4 年 4 月 1 日以降にハローワーク等から紹介を受けてこの助成金の対象となる事業主が、**これまでに雇用調整助成金を受給していない場合に、支給額を増額する改正**が行われました。

##### ■ 支給金額増額の条件

- ① 2020 年 1 月 24 日以降、雇用調整助成金を受給していないこと  
(休業で、従業員が休業支援金を受給した場合も増額の対象外となります。)
- ② 2020 年 1 月 24 日以降、従業員を解雇等していないこと

##### ■ 支給金額

支給期間は最大で 3 か月です。求職者が希望する労働時間の長さで支給額が異なります。

	新型コロナウイルス感染症対応 トライアルコース <sup>※1</sup>	新型コロナウイルス感染症対応 短時間トライアルコース <sup>※2</sup>
増額となる場合の支給額 (月額)	最大 5 万円	最大 3.12 万円
通常の場合の支給額 (月額)	最大 4 万円	最大 2.5 万円

**お問い合わせは当法人まで！**